

内閣参質二〇二第三七号

令和二年十月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出今日までのコロナ禍が東京五輪開催に拘り欧米からの入国の全面禁止を遅らせた安倍政権の失策によるものであることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出今日までのコロナ禍が東京五輪開催に拘り欧米からの入国の全面禁止を遅らせた安倍政権の失策によるものであることに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「欧米からの入国を全面禁止」及び「欧米からの入国の全面禁止」は、法務大臣が、令和二年三月二十七日から当分の間、本邦への上陸の申請日前十四日以内にアイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン及びルクセンブルクの全域における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五条第一項第十四号に該当する外国人であると解するものとしたことを指すものと考えられるが、この取扱いは、イタリア、スペイン、ドイツ、フランス等において、新型コロナウイルス感染症の一人当たりの感染者数が増加していること等の状況を総合的に検討した結果を踏まえて行うこととしたものであって、その時期も含めて適切なものであると考えており、「東京五輪の本年実施に拘ったため」ではなく、「失策」との御指摘は当たらない。